

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	公正な議論とは何か : J. S. ミルと「思想の市場」の比較
Author(s)	遠藤, 耕二
Citation	ぶらくしす , 25 : 49 - 57
Issue Date	2024-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/55201
URL	https://doi.org/10.15027/55201
Right	
Relation	



公正な議論とは何か

J. S. ミルと「思想の市場」の比較

What is the Fair Discussion?

Comparison between J. S. Mill and “Marketplace of Ideas”

遠藤 耕二 (福山大学 非常勤講師)

Koji Endo (Fukuyama University Part-time lecturer)

1. はじめに

ソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) の隆盛によって人々が自分の見解を公表する機会は飛躍的に増大した。SNS のアカウントを所有すれば、誰もが自由に他者に対して意見ないしは感想を述べ、相手からの返答を得ることが可能になったのである。同時にこのことは、異なる価値観や信条あるいは文化に属する人々の意見に触れる機会が増えることを意味している。しかし SNS の隆盛と共に、言論行為に起因する様々な犯罪や暴力の扇動、名誉毀損に代表される訴訟問題、さらにはヘイトスピーチに代表される差別や迫害につながる表現が社会的に認知されるようになってきている。

現代社会では異なる価値観を持つ人々の思想や言論に対する寛容が叫ばれており、これこそが豊かな共同体を作るという価値観が理想的なものとして称揚される。しかし上記の事態は、異なる価値観や信条を持つ人々が交流を通じて社会を豊かにするという、その理想に疑問符を投げかけるものとなっている。

公正な議論への機会は現代においても重要である。しかし、その意味を今一度問うことも決して忘れてはならないことである。そこで公正な議論を理念とする言葉として広く使用される、「思想の市場 (the marketplace of ideas) 理論」と、ジョン・スチュアート・ミル (以下ミル) の『自由論』が提示した「思想と議論の自由 (liberty of thought and discussion)」の検証と両者の比較を行う。本論はこれらを通じて、公正な議論のあり方への道標を提示することを目標とする。

2. 言論をめぐる今日の問題

本論はミルと思想の市場との比較であるが、この比較の前に今日における言論行為の問題としてヘイトスピーチを例に挙げたい。この例は、ミルと思想の市場がなぜ比較されるべきなのかを強く示すものになると言える。

ヘイトスピーチとは何だろうか。その定義については以下の引用が適切である。

ヘイトスピーチとは、公然と、(中略) 人種、民族、出自、性別、性的指向等によって特徴づけられている集団に対して、又これに属することを理由に個人に対して、攻撃的若しくは脅迫的又は侮辱的な態様で、集団に対する誹謗若しくは中傷すること又は社会的排除若しくは暴力を扇動することである (金 2021: 86)。

ヘイトスピーチは、人種、民族、ジェンダー (社会的に形成される男女差)、宗教、国籍、性的志向といった特定の、あるいは一連の特質によって区分された人々の集団に対する嫌悪の扇動、刺激、助長を表現したものである (Parekh 2012: 44)。

ヘイトスピーチを考える上で注意すべきことは、言論による攻撃が民族や人種といった要素を理由に集団ないしは個人の社会的地位に損害をもたらすということである⁽¹⁾。ゆえにヘイトスピーチがもたらす影響はしばし不快感とは異なる危害として捉えられている⁽²⁾。しかしヘイトスピーチはそれでもなお言論行為の一つであり、その規制が言論の自由に代表される市民的自由を脅かす可能性は考慮されるものである。この点は特にミルに言及する場合、決して忘れてはならないものである。

一方、ミルは『自由論』において自由を、政治的自由、具体的に言えば政治的な介入や強制からの自由のこととしている。

文明共同体のいかなるメンバーに対しても、その意思に反して正当に権力を行使できる唯一の目的は、他者への危害を防ぐことである。彼自身の善は、それが物理的なものであれ、あるいは道徳的なものであれ、十分な保証ではない。他人の意見の中で、そうするのが彼にとってよりよいことだからとか、彼にとって幸福なことだからとか、そうするのが賢明だからとか、正しいことだからという理由で、彼が強制されたり我慢を強いられたりする正当性は存在しない (Mill 2006: 16)。

個人の自由は行動の内容でなく、その帰結において評価されるべきであり、その帰結は具体的な権利ないし利益の侵害に限定されるというものである。このミルの自由に対する見解は、個人の自由が社会の利益と発展に寄与するという一点において意義を持つ。よって、ミルの立場に沿った形で自由の保障を重視するのであれば、ヘイトスピーチが他者の権利を毀損する有害なものでない限り、規制よりも言論を通じた反論と切磋琢磨によって無力化されることが望ましいということになる。それはつまりこれから見ていく「思想の市場」と「対抗言論」がむしろ求められるということの意味している (市川 2015: 124)。つまり、言論への規制はそれがどのようなものであれ、言論を戦わせることによって得られる利益以上のものを提示しないということである。

この点を踏まえ、まずは「思想の市場」理論を見ていくことにする。

3. 思想の市場

我々は有害な言論についても、その機会を認めるべきだろうか。この疑問については思想の市場理論という考え方が有効な回答の一つとして挙げられるものである。

思想の市場理論とは、真理は、異なる立場に立つ言論を競わせることによって、人々に認められるほどの力を有しているとするものであり、議論の過程からその帰結に及ぶ一連の流れに対し国家が介入することは認められないとする。この考え方は「エイブラムズ対合衆国の裁判 (Abrams V. United States)」においてホームズ判事によって提唱され⁽³⁾、後にブライダス判事によってそのフォーマットが確立されることとなった (山口 1993: 143)。

思想の市場理論において重要なのは、異なる立場を代表する言論のうち、最も人々に支持されるものが、社会の利益に資するという前提である (山口 1993: 149)。このような前提があるからこそ、特定の立場にあるという理由で言論が規制されることは認められず、反論はすべて対抗言論において成されるものとなる。

「思想の市場」は言論への機会保証を経済理論とのアナロジー——市場の開放と競争原理——において理念化するが、このアナロジーは活発な議論を通じた社会思想の発展という魅力的な結果を社会に提示するものとなった。「ホームズの観点からすると、適切に機能する思想の

市場は、その進化がどこに向かうとしても、最終的には社会の適切な進化を保証するものである」(Ingbar 1984: 3)。ホームズの見立てに従えば、言論の競争は社会の発展という観点からもその価値は揺るがないものとなる。

真実を追求し、情報を得た国民を支援する市場への焦点は、憲法修正第 1 条に対する司法と学術の態度に興味深い影響を与えることとなった。裁判所は通常、憲法上の権利を、権利を行使する人に与えられる保護によって正当化される「個人の権利」とであると明確に述べる。しかし、憲法修正第 1 条の市場モデルを実行する裁判所は、個々の発言者が特定の利益を享受するからではなく、社会への総合的な利益を理由に表現の自由を正当化する(Ingbar 1984: 4)。

上の引用が意味するのは、言論の自由は個人の権利という観点からだけでなく、社会の利益という観点からも考察されるべきということである。競争は無秩序なものではなく、何らかの大きな結果をもたらすものとして容認される。もし言論が競争という側面を持つのであれば、当然無秩序な言論は決して許容されるものでなく、その帰結においても評価されなければならない。

言論と市場のアナロジーは、個人が自由に発言し、自由に議論に参加できるという価値観を明示するには十分な意味を持つと言える。「しかし、社会的価値観は、パンフレット発行者やタウンミーティングの仕組みが表現の自由を象徴する文化の中で発展した。その結果、発言したい人は誰でも、自分の信念を公に広めることができる市場にアクセスできるようになった」(Ingbar 1984: 10)。

思想の市場理論は個人の自由と社会の利益という一見対立項に陥りがちな両者を連結するものである。しかしこれは競争が言論の発展をもたらすという前提の上に成り立つものであり、もしその前提に疑義が生じれば、理論の妥当性が失われるという新しい論点を提示するものともなるのである。

4. 思想の市場と有害な言論

思想の市場理論は、先に挙げたヘイトスピーチに代表される有害とされる言論に対してどこまで有効だろうか。

一見有害に感じられる主張であれ、それが発せられる機会を妨げることは社会において望ましくないとする見解は言論の自由を重んじるならば無視できないものである。たとえばヘイトスピーチ規制に批判的なエドウィン・ベイカーは、規制のデメリットの一つに、規制が発言の機会のみならず議論に参加することへの意欲をそぐ可能性を指摘している(Baker 2010: 147f.)。思想の市場理論は有害とされる言論にも機会を提供するという点において、極めて有意義である。

しかし思想の市場理論に対してはいくつかの問題点を提起することが可能である。第一に、暴力を扇動するような表現が思想の市場理論において容認されるのではないかというものである。山口が指摘するように、ホームズ判事が問題としたのは違法行為の扇動であり、それに抵触しない思想に対する評価は考慮されていない(山口 1993: 149)。つまり、単に相手の否定的な評価を含んだ言論が問題にされるわけではない。

更に注意すべきは、発言を通じて行われる他者への評価とその発言が事実即しているかどうかの区別である。たとえば、ドイツで第二次大戦におけるユダヤ人の虐殺を虚偽とする言説が規制されるのは、それが事実の歪曲であるからであり(水谷 2019: 59)、ユダヤ人への否定

的な評価を含む言説とは区別される必要がある。水谷が引用するワルドマンもまた、思想の市場理論において擁護されているのは思想であり、フェイクニュースに代表される意図的な虚偽や事実の歪曲を含めていない (Waldman 2017: 848)。

これに対し、ヘイトスピーチは事実の歪曲を含む必要は必ずしもなく、もっぱら他者に対する否定的な評価と攻撃的な表現を結びつけるものであることが特徴である。ヘイトスピーチの有害性は、ヘイトスピーチの背景にある思想や意図とつながっている。その点に着目するならば、ヘイトスピーチの有害性を強調することは、思想の市場理論と真っ向から衝突する可能性がある。

第二に挙げられるのは、そもそも思想の市場の理念として掲げられる思想同士の公正な競争、すなわちすぐれた思想が賞賛され、他の思想が弱まっていくそのプロセスがどのように成立するのか思想の市場理論では注意を払われていない (Parsons 2020: 2170)。

思想の市場はその歴史において常に批判に晒されてきた。1980年代のフェミニズム法学などは、現実の社会における地位の優劣や格差が言論の自由に反映されること、また国家による法規制が社会的弱者にとってより負担となることを批判し、1990年には言論の有害性に着目した上で思想の市場を「再構築」する論者が現れるようになる (山口 1993: 150f.)。これら一連の試みは、言論を市場経済のアナロジーと捉えることによって、市場経済と同様、社会的な不利益を被る個々人の利益をいかに促進するべきかという課題が発生していることを示すものとなっている。

以上の2点から見て取れるように、思想の市場理論は言論をめぐる現実に行き詰っている社会的問題と決して分離できない。議論の公正な機会を理念化することは、有害な主張を排除ないしは抑制するものではないからである。

5. ミルの「思想と議論の自由」

次にミルの議論について見ていきたい。ミルが政治的自由に言論を含める場合、どのような形でそれを理論化するのだろうか。

『自由論』第2章では、ミルは異なる意見を持つ者同士が議論を通して真理を発見することが人類の幸福において有益であるとしている。

人類が進歩するにつれ、もはや論争や疑いの余地のない教義 (doctrines) の数も増大してくだらう。そして人類の福利もまた、もはや競合し得ない点にまで達した真理の数と引力によって測られるかもしれない。次から次へと来る質問についての重大な論争の終了は、意見が統合することによる必然的な出来事の一つであるが、真の意見の場合には有益な統合となり、意見が誤った場合には危険かつ有害な統合となる (Mill 2006: 50)。

その上で、他者の意見を自分と異なる意見であるという理由だけで相手の意見への自由を抑圧し、反対意見を無視して真理を確定する態度を厳しく批判している。

もし生き生きとした主張が片方には採用され、もう片方には採用されないのであれば、有益さについての問いについてのいかなる公正な議論もあり得ない。そして事実として、法あるいは大衆の感情が意見の真実について争うことを許可しない場合、彼らはその有益性の否定についてほとんど寛容ではいられないのである (Mill 2006: 30)。

こうした一連の主張を考える上で忘れてならないのは、ミルのいう「無謬性 (infallibility)」で

ある。これは自分たちの見解は既に真理であり、他の議論には誤りや有害なものがあるとする考え方である (Mill 2006: 29)。これに対し、彼の考える議論とは、異なる立場にある意見をも積極的に吟味し、時に誤りを持ちうる意見もまた比較検証していくことを指す。ゆえにミルの考える「思想と議論の自由」は、議論の過程での様々な検証の必要性と真理の発見を根拠に、異論への寛容を説くものとなる。

以上のミルの議論に対する態度については、様々な論者が異なる反応を示しており、とりわけ言論の自由と規制への反対を主張する論者は、規制が活力ある議論の機会を人々から奪うものだと考えているという点においてミルの立場を補強する主張を行っている。ヘイトスピーチ規制に批判的なワinstainは、ミルの議論に着目している。彼は民主主義や人種の平等に真っ向から対立する過激な意見を抑制することが民主主義や人権の思想にとって却って有害となる可能性を指摘している (Weinstein 2010: 175)。これはミルの立場に即した主張であると言えることができる。

民主主義における議論は必ずしも真理の発見にあるわけではなく、ヘイトスピーチのような言論規制への反対論者が必ずしもミルの主張を全面的に受け入れているわけではない。しかし議論が我々をとりまく環境を活性化させるものであり、逆に規制は活発な議論を縮小させ、最終的には民主主義政治への参加をしづらくさせるものになるという見解には一致が見られると言ってよいだろう。

一方ウォルドロンは規制を支持する立場からミルの立場に批判的である。彼によれば、ミルが「無謬性」という概念を提示するのは、議論における意見の相違が真理の発見以上に、議論を活性化させるために必要と考えているからであるが、この論理では、人種問題において極端な意見を述べることもまた議論の活性化という面で認められるということである。「私たちはときには悪魔の代理人を、確立された真理の反対者を、人工的に作り出さなければならないかもしれない」 (Waldron 2012 193f./228-229 頁) (4)。

ミルに対する以上の反応は注目に値する。ヘイトスピーチの規制を支持する論者は、ミルに対する批判的な言及を行い、逆に規制に否定的な立場は、議論の公正という点に着目しているからである。

6. 思想の市場との関係

以上のミルの立場は思想の市場とどのように関係するのだろうか。

ミルの思想と議論の自由は思想の市場の古典的形態として語られるものである (Ingbar 1984: 6)。先にも示したとおりミルにおける「思想と議論の自由」は、真理を追究するにあたり、論駁すべき対論の機会を他者が妨害してはならないとし、双方の比較検討を望ましいものとするものである。そして公正、すなわち少数意見であるという理由だけで異なる意見を排除してはならないとする主張は、個人の自由に留まらず、社会の利益に貢献するという理念に基づいている。

加えて、ミルは思想の市場理論同様、単なる言論と他者を扇動する言論との違いを強調している。ミルは『自由論』の中で穀物業者を糾弾するデモを新聞記事による不正の糾弾と区別しているものである。

逆に言えば、意見でさえ、それが表現される環境が、その表現が何らかの悪意ある行為への積極的な扇動 (instigation) となるようなものである場合、その免除を失うのである。穀物業者は貧しい人々を飢えさせている、あるいは私有財産は強盗であるという意見は、単に新聞記事を介して流布されているだけなら干渉すべきではないが、穀物商人の家の前に

集まった興奮した暴徒に口頭で伝えられるか、プラカードの形で同じ暴徒の間で示された場合、当然のことながら処罰を受ける可能性がある (Mill 2006: 64)。

コーエン＝アルマゴールはホームズ判事による有名な「満員の劇場で『火事だ!』と虚偽の事実を叫ぶこと」と比較した上で、ミルが差し迫った事態において扇動効果を持った言論行為を規制することが、その発言行為ゆえに認められるとしている (Cohen-Almagor 2005: 9)。その上で彼は、ミルにおいては個人ないし集団への物理的な危害の原因となる「扇動 (instigation)」⁵⁾が不正なものとして扱われるとするのである (Cohen-Almagor 2005: 7)。他にもハインツェは、穀物業者の例を「単に脚色したに過ぎない (merely dramatizes)」のが前述のホームズ判事の言葉であると論じている (Heinze 2009: 76)。

だがそれゆえに、思想の市場が批判的に扱われるのと同じ文脈で、ミルもまた批判的に扱われる傾向にある (O'Regan 2018: 413)。思想の市場の根幹は異なる思想が聴衆となる人々に受容され、定着することである。もしこのような過程で支持された主張が人種差別や迫害をそそのかすものとしても、意見の競争からこうした主張を排除することは許されない。思想の市場に対する批判は、先に挙げたウォルドロンによる批判と共に、ミルの理想とする自由な議論にも向けられるのである。

シャウアーは、アメリカにおける言論の自由が虚偽の蔓延を抑制してこなかったとして、思想の市場を批判的に読み取ろうとしているが、その中でミルの思想と議論の自由を思想の市場と関連させた上で、虚偽を含んだ意見の存在が議論において不可欠であるという彼の立場を批判している。「むしろ彼は、彼にとって議論の余地のある宗教的、政治的そして道徳的な真理に圧倒的に集中していたのである」 (Schauer 2009: 905)。

だがこの批判はミルの意図を汲んでいないと言うことも可能である。思想の市場理論が言論の背景にある思想の比較と競争を問題にするのに対し、そもそもミルが議論の自由に関して注目するのは、人間の進歩に寄与する真理の発見である。この点では両者に大きな違いがある。

ヒルトンとブリנקはミルとこの点に着目している。議論は人類の進歩において重要な価値を持つものを追求するためにあり、そのために真理に到達するために必要な「熟慮による価値 (deliberative values)」 (Brink 2002: 120) の存在と個人の自律 (森 2011: 48) が重要となっていく。つまり、ミルにおける議論の自由は、自由の存在意義を人類の進歩という明確な価値と結びつけるものであり、その点において議論は評価されるべきだとするのである (Hylton 2010: 37; Rostbøll 2009: 628)。したがって、ミルのこの立場を無視して思想の市場や議論の自由な機会と同列に置くことには慎重を期すべきだろう。

ただそれでもなお、ミルの考える議論の自由もまた思想の市場と共通した問題を抱えていることは否定しがたい。ミルも思想の市場理論も、虚偽を非難するものでないし、その抑制を図るためのものではないからである。前者では虚偽は真理への到達に不可欠な存在であり、後者ではその背景にある思想が人々に受容されるかどうか問われるのである。

ミルが議論への機会を擁護するとき、それは思想の市場理論と必ずしも一致しているわけではない。だがフェイク・ニュースに代表される、言論が虚偽の拡散をもたらす可能性を脅威として規定していない。このことは、両者の議論の限界を踏まえた上で有害な言論への対処を行うことが求められることを意味しているのである。

7. 公正な議論の問題——両者の比較を通じて

ミルによる「思想と議論の自由」と思想の市場理論は、ともに言論の公正な機会と干渉の否定を主張するものであるが、両者にはその細部に明確な相違がある。この相違を踏まえた上で、

公正な議論の倫理的課題について見ていきたい。

有害な議論の規制をめぐる論者の態度は、それぞれ複雑なものとなっている。たとえば人種差別や迫害の助長という観点ではミルによる虚偽を含む意見の擁護は否定的な反応を持って言及され、他方で民主主義における議論という観点ではミルの主張はむしろ少数派への配慮を含むものとされるわけである。一方ヘイトスピーチは他者の発言を暴力的な言説や恠意的発言によって抑え込む効果を議論にもたらすものである。そうであれば、公正な議論を保護するという理由からミルを援用することは可能でも、社会的な少数派の人々の議論が多数派にとって不利に置かれることを看過することはできない。

ただし、ミルはこのような事態に対して補足的な見解を述べている。『自由論』第2章では、不快の念 (offence) をもたらす意見を述べる機会は少数派よりも多数派よりの方が多という点を指摘している。

しかし、それらの使用から生じるいかなる悪影響も、比較的無防備な人々に対して使用される場合に最も大きくなる。そして、この主張方法からの意見によって得られる不当な利益は、ほぼもっぱら受け入れられた意見にのみ生じるのである。論争家が犯し得るこの種の最悪の犯罪は、反対の意見を持つ人たちを悪人、不道德な人間として烙印を押すことである。特に不人気な意見を持つ人がこの種の中傷に晒されるのは、彼らが概して少数で影響力がなく、彼らに正義が行われるのを見ることに彼ら以外の誰もあまり興味を感じないからである (Mill 2006: 62)。

この補足が示すとおり、ミルもまた議論において現実の人間関係や社会的地位が影響を及ぼす可能性は否定していなかったのである。

その意味において先に述べた思想の市場理論と差別との関係は既にミルにおいて想定されており、ミルと思想の市場が重なる以上、ミルが示した問題は思想の市場においても十分通用するものとなっている。

したがって、以上の点を踏まえて公正な議論への機会と自由が達成されるには、社会的に優勢な議論を構築できる人と反論することが難しい人との間のギャップをいかに埋め、お互いが反論し合える関係を作れるかに掛かっているということになる。

ではどのようにして相互のギャップを埋めることができるのだろうか。それには議論の場において公表される様々な言論のうち、他者にとって脅威となるような有害な言論を排することが必要になる。こうした言論は相手の意見を封じ、社会的地位を脅かすものとされるからである。

しかし言論の抑制をその有害性において認めることは、両者の理論では不可能である。思想の市場理論は、思想を公表する言論それ自体に有害性を認めているのではなく、あくまで暴力を扇動する行為の取り扱いについての問題である。これはミルにおいても同様であり、言論行為それ自体を有害なものとしているわけではない。ミルは不快な言論の取り扱いを「世論 (opinion)」に求めており、法的規制に含めてはいない (Mill 2006: 62)。

思想の市場理論とミルの議論は、その細部に差異はあれども、両者とも実際の暴力行為と比較して言論行為そのものの有害性を問題視するものではないということがわかる。ゆえに、ヘイトスピーチが暴力の明確な扇動や権利の侵害を構成するのであれば、その規制を主張する側と対立することは間違いないのである。

8. さいごに

公正な議論の機会と自由は言論において最も重要なものである。思想の市場理論とミルの主張は共にこの点を前提とした上で、言論行為のあるべき姿を追求したのである。しかし両者とも言論が競争と切磋琢磨の中で発展し、社会の利益につながるという想定を脱するものでなく、今日における人間関係や社会的地位の優劣が言論行為に影響を与える点については、検討の余地を残したのである。

それゆえ、両者の理論を今日の諸問題にそのまま適用するのではなく、彼らが言論行為をどのように把握し、その有益性と有害性とどのように画定していたのかを見極めることが必要になってくる。そしてこのことを理解しないまま多様な言論や議論を思想の市場やミルを根拠に称揚することにも慎重さが求められるのである。

注

- (1) ヘイトスピーチはそれ自体が固有の意図を帯びたものとして多くの論者に定義されている。日本ではマイノリティが通う教育機関での示威行動や、インターネットでの書き込みなどでは対象となるマイノリティを「スパイ」と呼ぶ事例が報告されているが（申 2021: 61）、そこで行われる言論行為は標的となる人々の地位を貶め、民族的・性的特徴をあげつらうために行われるものとなる（Parekh 2021: 40）。
ヘイトスピーチは単に標的となった個人に対する感情にとどまらず、その集団が我々にとって例外なく不都合な存在であると印象づける結果をもたらすとされるのである。
- (2) ウォルドロンはヘイトスピーチによる影響を「危害」と呼ぶが、この言葉はミルを援用する形で定義されているわけではない。彼はヘイトスピーチによる危害を、公共財としての「安心（assurance）」への毀損とし、単なる権利や物理的な損害に限定してはいない。「けれども、現実の世界では、ヘイト・スピーチを規制する法律がそれに貢献できるかもしれないような種類の安心（assurance）を人々が求めるとき、彼らが安心を求めているのは、（中略）彼らはみな等しく人間であり、人間性に備わっている尊厳をもつこと。（中略）そして彼らはみな、最もひどい形の暴力、排除、尊厳の否定、従属からの保護に値すること。ヘイト・スピーチまたは集団に対する名誉毀損は、社会の一定の集団に対する、こうした根本的な事柄のあからさまに表現された否定を含む」（Waldron 2012: 87/98 頁）なお、Waldron の著作の引用に当たっては、邦訳書である【ジェレミー・ウォルドロン（谷澤正嗣、川岸令和訳）『ヘイトスピーチという危害』みすず書房、2016年】を引用し、引用箇所については著作と共に邦訳書の引用箇所を指示するものとする。
- (3) 「真実かそうでないかを定める最もよき試験は、市場における競争の中でその思想が受容される力を持っているかどうかである」（Heyman 2010: 169f.）。
- (4) ただ一方でウォルドロンは、ミルのいう真理に基づいて政策決定を行うことが政治的な正統性として定義されるのであれば、人種や民族に対する虚偽の発言を公表することや発言を政策決定に組み込むことは拒否できるだろうとしており、ミルの議論を必ずしも全面的に排除しているわけではない（Waldron 201: 196/292 頁）。
- (5) コーエン＝アルマゴールは、ミルは『自由論』で扇動を「補助（advocacy）」や「教唆（teaching）」と区別しており、そのうち有害な結果と結びつくような行為を人々にそそのかすことを扇動であると解釈している（Cohen-Almagor, 2005: 6）。

文献表

- 市川正人 2015: 「表現の自由とヘイトスピーチ」、『立命館法学』2015年2号、360号: 122-134。
遠藤耕二 2023: 「自由な言論と中立性: 自由と規制についての考察」広島哲学会編『哲学』、75集: 107-121。
金尚均 2021: 「第2章 ヘイトスピーチの社会問題化とヘイトスピーチ解消法」、中川慎二、河村克俊、金尚均編『インターネットとヘイトスピーチ: 法と言語の視点から』、明石書店: 81-111。
申恵丰 2021: 「第1章 インターネットとヘイトスピーチ: 国際人権法の観点から」、中川慎二、河村克俊、金尚均編『インターネットとヘイトスピーチ: 法と言語の視点から』、明石書店: 53-79。
水谷瑛嗣郎 2019: 「思想の自由市場の中の『フェイクニュース』、『メディア・コミュニケーション』」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』、No.69: 55-68。

- 森芳三 2011 : 「J・S・ミル『自由論』(1859)の真の課題とはなにか?」、『山形大学紀要(社会科学)』第42巻第1号: 37-58。
- 山口いつ子 1993 : 「『思想の自由市場』理論の再構築: 『言論の害悪』及び『言論と行為の区別』を分析視座として」『マス・コミュニケーション研究』43号: 146-159。
- Baker C. Edwin. 2010: 'Autonomy and Hate Speech'. Ivan Hare and James Weinstein eds. *Extreme Speech and Democracy*. New York: Oxford University Press: 139-157.
- Brink, David O. 2002: 'Millian Principles, Freedom of Expression, and Hate Speech'. *Legal Theory*, Vol.7, issue02: 119-157.
- Cohen-Almagor, Rachael. 2005: *Speech, Media and Ethics: The Limits of Free Expression*. London: Palgrave Macmillan.
- Heinze, Eric. 2016: *The Hate Speech and Democratic Citizenship*. New York: Oxford University Press.
- Heyman, Steven J. 2010: 'Hate Speech, Public Discourse, and the First Amendment'. Ivan Hare and James Weinstein eds. *Extreme Speech and Democracy*. New York: Oxford University Press: 158-181.
- Hylton, Keith N. 1996: 'Implications of Mill's Theory of Liberty for the Regulation of Hate Speech and Hate Crimes'. in. *University of Chicago Law School Roundtable: A Journal of Interdisciplinary Legal Studies* 35: 35-57.
- Ingbar, Stanley. 1984: "The Marketplace of Ideas: A Legitimizing Myth". *Duke Law Journal*, Vo.33, No.1: 1-91.
- Mill, John Stuart. 2006: *On Liberty and The Subjection of Women*. Alan Ryan eds. London: The Penguin Group. [ジョン・スチュアート・ミル(関口正司訳)『自由論』岩波書店、2020年]
- O'Regan, Chatherine. 2018: 'Hate Speech Online: an (Intractable) Contemporary Challenge?'. *Current Legal Problems*, Volume 71, Issue 1: 403-429.
- Parekh, Bhikhu. 2012: 'It There a Case for Banning Hate Speech?'. Michael Herz and Peter Molnar eds. *The Content and Context of Hate Speech*. New York: Cambridge University Press: 37-56.
- Persons, G. Michael. 2020: 'Fighting for Attention: Democracy, Free Speech, and the Marketplace of Ideas'. *Minnesota Law Review*, 3262: 2158-2256.
- Rosenfeld, Michel. 2003: 'Hate Speech in Constitutional Jurisprudence: A Comparative Analysis'. *Cardozo Law Review*, vol.24, No.4: 1523-1567.
- Rostbøll, Christian F. 2009: 'Autonomy, Respect, and Arrogance in the Danish Cartoon Controversy'. *Political Theory* 37: 623-648.
- Schauer, Frederick. 2009: 'Facts and the First Amendment'. *UCLA Law review*, Vol.57, No.4: 897-919.
- Waldman, Ari Ezra. 2018: 'The Marketplace of Fake News'. *University of Pennsylvania Journal of Constitutional Law*, Vol.20, Issue 4: 846-870.
- Weinstein, James. 2010: 'Extreme Speech, Public Order and Democracy'. Ivan Hare and James Weinstein eds. *Extreme Speech and `Democracy*. New York: Oxford University Press: 23-61.
- 2018: *Hate Speech, Pornography, and Radical Attacks on Free Speech Doctrine*. Routledge.
- Waldron, Jeremy. 2012: *The Harm of Hate Speech*. London: Harvard University Press. [ジェレミー・ウォルドロン(谷澤正嗣、川岸令和訳)『ヘイトスピーチという危害』みすず書房、2016年]